

平成30年第7回農業委員会総会議事録

平成30年7月13日（金）第7回総会を市役所南庁舎1階1C会議室に招集した。

農業委員 18人

会長	18番	逸見 力士	会長職務代理者	1番	谷岡 收藏
2番	清原 保	3番	大原 砂利	4番	三上 雄二
5番	谷川内 茂	6番	倉脇 敏弥	7番	眞壁 勲二
8番	神山 順一	9番	川上 憲次	10番	久保木 誠
11番	藤本 彰	12番	山田 條一	13番	小田 正廣
14番	奥山 亮	15番	橋本 澄男	16番	藤澤 和利
17番	仲田 清志				

推進委員 9人

1番	小西 堅	2番	山本 計博	3番	泉 登
4番	溝尾 美恵子	5番	三輪 金樹	6番	長岡 保義
7番	後藤 保夫	8番	井上 光男	9番	鈴江 寛
10番					

欠席委員 1人 推10番 奥津忠和

議事	議案第31号	農地法第3条の規定による許可申請について
	議案第32号	農地法第4条の規定による許可申請について
	議案第33号	農地法第5条の規定による許可申請について
	議案第34号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による許可申請について
	議案第35号	現況証明にかかる現況認定について

報告事項	農地法施行規則第29条の届について
	農地法施行規則第53条の規定による許可を要しない転用について
	法務局照会について
	取止書について
	完了届について
	農地法第18条第6項の規定による通知について
	利用権設定中途解約について
	農地法第3条の規定による許可取消願について

協議事項  
その他

事務局職員（書記） 事務局長 小川 泰典  
次長 藤井 和昭  
主査 西川 康裕

（開会時刻 午前9時30分）

藤井次長	皆様おはようございます。 只今から、新見市農業委員会第7回総会を開催致します。 開会の前にこの度7月1日付けで新たに神山農業委員が任命されたのでご紹介致します。一言お願いします。
神山委員	（就任のあいさつ）
藤井次長	ありがとうございました。只今から総会を始めさせていただきます。本日の出席は27名、欠席は10番奥津推進委員が欠席です。 それでは逸見会長から挨拶をお願いします。
会 長	皆さん、改めましておはようございます。 （中略） 本日もよろしくお願い致します。
藤井次長	続いて「農業委員会憲章」の唱和を行います。 今回は13番小田委員に先導をお願い致します。  「農業委員会憲章」の先導
藤井次長	ありがとうございました。 それでは、ここからの進行は会長よろしくお願い致します。
会 長	恒例により議長を務めさせていただきます。円滑な議案審議にご協力をよろしくお願い致します。 それでは日程1「議事録署名委員の決定」を行います。 本日議事録署名委員は、11番藤本委員、12番山田委員にお願い致します。 続いて、日程2「議事」に入ります。 議案第31号農地法第3条の規定による許可申請について事務局の説明をお願いします。尚、審議の都合上1番を飛ばしまして2番から説明をお願いします。
小川局長	2番です。場所は上市、現況地目は田、移動の理由は贈与による所有権

移転です。

作物は水稲、作業従事者は3名です。農地法3条の第2項の状況ですが1号の「全部効率利用」ですが、機械、従事者等も揃っており、農地のすべてを効率的に利用できるものと思われます。2号ですがこちらも法人ではない為該当致しません。3号ですが、信託ではないので該当致しません。4号ですが、「農作業常時従事」について、譲受人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる為該当致しません。5号の下限面積ですが、当該地区の10aを超えているので該当致しません。6号ですが貸借にも値しません。7号の地域調和ですが、遠方に住んでいて耕作が出来ないため、地元の近隣農業者に贈与するものであり、本件の権利取得により、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。以上この所有権移転については、申請書類は揃っており、取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力なども問題なく、面積要件も満たしていること、また、近隣耕作者への贈与の為、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

会 長

この件について関係地区委員の説明を求めます。

仲田委員

7月8日に大原委員と現地調査いたしました。場所は●●●●●●●●を過ぎると左に入って舞尾地区というところがあるんですけども、ここを今、譲受人の人がほとんど耕作をしております。そして、贈与となっているんですが、無償ということで、無償なら贈与しかないんじゃないかということで話をして、贈与という格好になっております。元々この土地は現況田んぼとなっていますが、実際は畑の様な感じになっております。該当地目を同じように。畑でもここは水料といって水利料がいるんです。年間6千円くらいは、水利料がいるということで、当然耕作する意欲もないし、意識もないということで、タダでいいからとにかく、この田んぼを耕作というか管理してくださいということで、無償ということで、贈与という格好になっています。問題ないと思います。

会 長

事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。

(意見、質問なし)

会 長

ご意見等ございませんので、議案第31号2番に賛成の方は挙手をお願い致します。

(全員挙手)

会 長	<p>全員賛成と認め申請のとおり決定と致します。          続いて3番の事務局の説明をお願いします。</p>
小川局長	<p>3番ですが、場所は上市、現況地目は田、贈与による所有権移転をするというものです。作物は水稲、作業従事者は3名です。3条2項各号の該当状況ですが、5号の下限面積ですが、当該地区の10aを超えている為該当しません。7号の地域調和ですが、高齢で耕作できないため申請地を近隣の農業者に贈与するものであり、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。第1号から第4号、6号につきましても該当致しません。以上、この所有権移転については、申請書類は揃っており、機械、労働力なども問題なく面積要件も満たしているため農地法3条2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。</p>
会 長	<p>この件について関係地区委員の説明を求めます。</p>
仲田委員	<p>7月8日に大原委員と現地を確認しました。場所は2番の土地の隣でございまして、これも同じように水利料等々年間の維持費がかなりいるということで、譲受人がタダでということで贈与となっております。これも問題ないと思います。よろしくをお願いします。</p>
会 長	<p>事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。</p>
	<p>(意見、質問なし)</p>
会 長	<p>ご意見等ございませんので、議案第31号3番に賛成の方は挙手をお願い致します。</p>
	<p>(全員挙手)</p>
会 長	<p>全員賛成と認め申請のとおり決定と致します。          続いて4番の事務局の説明をお願いします。</p>
小川局長	<p>4番ですが、場所は西方、現況地目は畑3筆、贈与による所有権移転です。作物は野菜、作業従事者は3名です。3条2項各号の該当状況ですが、5号の下限面積ですが、当該地区の10aを超えているので該当致しませ</p>

	<p>ん。7号の地域調和ですが、体力的に耕作できないため、申請地の近隣の農業者に贈与するものであり、本件の権利取得により、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。1号から4号、6号も該当致しません。以上、この所有権移転については、申請書類は揃っており、機械、労働力なども問題なく面積要件も満たしていること、また、近隣耕作者への贈与のため、農地法3条2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。</p>
会 長	<p>この件について関係地区委員の説明を求めます。</p>
仲田委員	<p>7月8日、大原委員と溝尾推進委員と現地を確認しました。場所は●●●●●のすぐそばです。譲受人の自宅のすぐ裏側になっております。これも贈与ということで、親しい関係ということで、贈与という関係になっています。ここもなんぼか譲受人が耕作されていたということで、高齢になっていよいよもう畑を作りに上がれないということで、譲受人が頼まれて管理するという事で問題はないと思いますのでよろしくお願いします。</p>
会 長	<p>事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。</p> <p>(意見、質問なし)</p>
会 長	<p>ご意見等ございませんので、議案第31号4番に賛成の方は挙手をお願い致します。</p> <p>(全員挙手)</p>
会 長	<p>全員賛成と認め申請のとおり決定と致します。</p> <p>続いて31号5番の説明について事務局からお願いします。</p>
小川局長	<p>5番ですが、場所は大佐小阪部、現況地目は畑、贈与による所有権移転です。作物は野菜、作業従事者は2名、3条2項各号の該当状況ですが、5号の下限面積ですが、当該地区の20aを超えているので該当致しません。7号の地域調和ですが、遠方に住んでいて耕作できないため、申請地の近隣の農業者に贈与するものであり、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。1号から4号、6号にも該当致しません。以上、この所有権移転については、申請書類は揃っており、機械、労働力なども問題なく面積要件も満たしている事、また近隣耕作者への贈与のため、農地法3条2項</p>

	各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。
会 長	この件について関係地区委員の説明を求めます。
久保木委員	7月10日に山田委員、後藤推進委員、申請者立ち会いで現地確認を行いました。場所は県道大佐富原線、●●●●●●●●から約300mほど東へ行くと●●●●●●●●がありますが、その●●●●●●●●の手前に小阪部川の橋があります。この橋を下流へ約200mほど下の所です。譲渡人が南の方へ住んでいて管理ができないので、今まで草刈り等を譲受人にしていたんですが、この度譲るということで話しができたそうです。よろしくをお願いします。
会 長	事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。  (意見、質問なし)
会 長	ご意見等ございませんので議案第31号5番に賛成の方は挙手をお願い致します。  (全員挙手)
会 長	全員賛成と認め申請のとおり決定と致します。 続きまして議案第32号農地法第4条の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いします。
小川局長	この度2件出ております。1番目ですが場所は馬塚、現況地目は畑、転用目的は墓地です。申請地は、甲種農地・第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地で、第2種農地と考えます。墓地が山の中にあり、お墓参り等不便な為、自宅近くの申請地に移転するための転用であり、申請地以外に適当な場所はなく、農地区分と転用目的は問題ないと考えられます。また、被害防除計画も適正であり、周辺農地への影響はないと考えられ、この転用はやむを得ないものと考えます。なお、工事期間は許可日から1年間で、資金計画は土地造成及び、墓石設置費としては記載の通りです。すべて自己資金となっております。
会 長	この件について関係地区委員の説明を求めます。
眞壁 委員	7月11日に泉推進委員と現地を確認しました。場所は馬塚の中原地区

	<p>で●●養魚場の南隣の申請人の家の裏の畑です。問題ないと思います。</p>
会 長	<p>事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。</p> <p>(意見、質問なし)</p>
会 長	<p>ご意見等ございませんので、議案第32号1番に賛成の方は挙手をお願い致します。</p> <p>(全員挙手)</p>
会 長	<p>全員賛成と認め1番は許可妥当と致します。</p> <p>続いて議案第32号2番について事務局の説明をお願いします。</p>
小川局長	<p>場所は菅生、現況地目は畑、転用目的は農地改良です。この土地は、農用地域区内農地以外であって、甲種農地・第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地で、第2種農地と考えます。当該農地は、道路と谷川に挟まれ、道路から落ちこんだ場所にあり、平成26年6月に転用許可を得て嵩上げを行っておりました。この度前回の申請箇所以外の部分を嵩上げし、樹園地として一体的に活用するというので、一時転用するものであり、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。尚、前回嵩上げしている部分には申請どおり、梅、イチジク等が植栽されておりました。また、防除計画も適正であり、周辺農地への影響はないと考えられ、この転用はやむを得ないものと考えます。工事期間は許可日から1年間で、資金計画はご自分でされるということで費用はかからないということです。</p>
会 長	<p>この件について関係地区委員の説明を求めます。</p>
眞壁委員	<p>7月11日に泉推進委員と調査しました。場所は、●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●より県道千屋大佐線を500mほど大佐側によった、現況畑で一部果樹を植えております。問題ないと思います。</p>
会 長	<p>事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。</p>
仲田委員	<p>今、事務局の説明で、工事費は自分でされるということで、お金はかからないと言われましたが、実際自分がしてもお金がかかるわけで、なんぼかここへ金額は上げた方がいいんじゃないかと思いますがいかがでしょ</p>

	うか。
会 長	事務局。
小川局長	具体的に金額を示されませんでしたので、金額が分からない以上あげることができないので、自分でされるということであれば費用はかからないということで入れておりません。
会 長	工事で出た残土を入れて埋めるというのも、それも費用がからむので、どうなんかなそのへんは。直接持ち出しのないものについてはなしということなんかな。
眞壁委員	埋め立て面積は小さいものです。 ええとこ100平米くらいかなというところです。
会 長	さっき事務局が申しましたように、直接持ち出しがない分につきましては、ゼロということではいけないかと思いますがいかがでしょうか。 他にご意見、ご質問ございませんか。  (意見、質問なし)
会 長	他にごございませんので、議案第32号2番に賛成の方は挙手をお願い致します。  (全員挙手)
会 長	全員賛成と認め2番は許可妥当と致します。 尚、この2件とも県の農業会議への諮問は任意となっておりますが、諮問は不要としてよろしいでしょうか。  (全員賛成)
会 長	諮問不要として許可と致します。 続いて議案第33号農地法第5条の規定による許可申請について事務局の説明をお願いします。
小川局長	1番ですが、場所は馬塚、現況地目は畑、転用目的は宅地です。申請地は甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれにも該当しない第2種農地と考えます。申請地に息子の住宅を新築するもので、所有する土地で申

	<p>請地に変えて利用できる適当な土地はなく、土地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、防除計画も適正であり、周辺農地への影響はないと考えられこの転用はやむを得ないと考えます。契約の種類は贈与による所有権移転で、工事期間は許可日から1年間、建ぺい率は24.44パーセントです。資金計画は土地造成及び建築費は記載の通りで、2分の1が自己資金、残りが借入金となっております。</p>
会 長	<p>この件について関係地区委員の説明を求めます。</p>
眞壁委員	<p>現地を7月11日に泉推進委員と確認しました。場所は馬塚の●●●でこの土地は昨年農業委員会にかかった土地で、今回正式に住宅を建てるという申請で問題ないと思います。</p>
会 長	<p>事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。</p> <p>(意見、質問なし)</p>
会 長	<p>ご意見等ございませんので、議案第33号1番に賛成の方は挙手をお願い致します。</p> <p>(全員挙手)</p>
会 長	<p>全員賛成と認め許可妥当と致します。</p> <p>続きまして議案第33号2番の議案について事務局から説明をお願いします。</p>
小川局長	<p>2番ですが、場所は上熊谷、現況地目は田です。転用目的は露天資材置き場で、この申請地につきましては農用地域区内農地以外であって、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれにも該当しない第2種農地と考えます。現在譲受人が、土木建築業を営んでおりますが、事業量の増加により現在利用している資材置き場が手狭になった事により、その隣接地に新たな資材置き場に利用するもので、所有する土地で申請地に変えて利用できる適当な土地はなく、土地区分、転用目的は問題ないと考えます。また被害防除計画も適正であり、周辺農地への影響はないと考えられ、この転用はやむを得ないものと考えます。契約の種類ですが、売買による所有権移転で価格は記載の通りです。工事期間は許可日から1年間、資金計画ですがこちらも自分で整備されるということで、費用はあがっておりません。</p>

会 長	この件について関係地区委員の説明を求めます。
谷岡委員	7月8日に小西推進委員と確認しました。場所は土居、小阪部、菅生曲がり口の信号の所を菅生の方へ約80m位行った所が申請地でございます。そこを道路拡張でかなり次々に道路用地に出してその残地であります。議案第35号にも出るんですが、草も生えていて今、ほったらかしという感じでございます。そこを譲受人の人が露天資材置場にしたいということで、売買の話が出来上がったんだと思います。よろしくお願い致します。
会 長	事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問ございませんか。
後藤委員	建設業を営んでいるというのが法人ですか、個人ですか。
小川局長	個人の自営業です。
会 長	他にご意見、ご質問ございませんか。  (意見、質問なし)
会 長	他にないようですので、議案第33号2番の議案に賛成の方は挙手をお願い致します。  (全員挙手)
会 長	全員賛成と認め2番は許可妥当とします。 続いて議案第33号3番の議案について事務局の説明をお願いします。
小川局長	3番ですが、場所は千屋井原、現況地目は畑です。転用目的は作業道で、この土地につきましては農用地域区内農地以外であって、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれにも該当しない第2種農地と考えます。借受人が管理している水路を、約200m改修するための資材等を運搬するために作業道として利用するもので、所有する土地で申請地に変えて利用できる適当な土地はなく、土地区分、転用目的は問題ないと考えます。また被害防除計画も適正であり、周辺農地への影響はないと考えられこの転用はやむを得ないものと考えます。契約の種類ですが、賃貸借権の設定ということで、賃貸料は記載のとおりです。工事期間は許可日から3年間、

	<p>資金計画ですが土地造成等はかからないということですのであがっておりません。</p>
会 長	<p>この件について関係地区委員の説明を求めます。</p>
小田委員	<p>7月10日山本推進委員と現地確認に行っております。場所は千屋花見地区の●●●という地区があるんですが、その橋のたもと、右側すぐの所なんですが、この水路が●●●●というところからずっと山の中を通って井原地区までいってるものすごい長い水路なんです。昨年も上流の井堰からは県の工事でやっつけられるんですが、その後は地元で現物支給等々である予算がないんでやるということで、3年間の工事を見込まれていますので、その間ここを作業道として使わせていただきたいということです。よろしくをお願いします。</p>
会 長	<p>事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。</p> <p>(意見、質問なし)</p>
会 長	<p>ご意見等ございませんので、議案第33号3番に賛成の方は挙手をお願い致します。</p> <p>(全員挙手)</p>
会 長	<p>全員賛成と認め許可妥当と致します。</p> <p>続きまして議案第33号4番の議案について事務局から説明をお願いします。</p>
小川局長	<p>4番ですが、場所は哲多町大野、現況地目は田3筆です。転用目的は送電線鉄塔建設の為の索道基地造成ということです。この土地につきましては農用地区域内農地ですが、送電線鉄塔建設の為の索道基地造成の為の工事に伴い、一時的に索道として使用するものであり、例外規定の仮設工作物の設置、その他の一時的な利用であり、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼす恐れがないに該当することから転用目的は問題ないと考えます。また被害防除計画も適正であり、周辺農地への影響はないと考えられこの転用はやむを得ないものと考えます。契約の種類ですが、賃貸借権の設定ということで、工事期間は30年8月1日から1年6月間です。資金計画ですが土地造成費は記載の通りです。これは全て自己資金です。</p>

会 長	この件について関係地区委員の説明を求めます。
奥山委員	7月9日に川上委員、鈴江委員と借受人の会社の職員の方に立ち会って いただいて確認しました。場所は健康の森学園から南に500mほど行っ た所です。その会社の人にちゃんと工事期間終了後は必ず元に戻すこと をちゃんと確約してもらいました。よろしくお願いします。
会 長	事務局、地区委員の説明終わりました。これについてご意見、ご質問ご ざいませんか。
仲田委員	ちなみに賃借料はどのくらいなんでしょうか。
小川局長	賃貸借料につきましては資金計画の中に入ってるということですが、金 額としては、この中に含まれているということです。以上です。
仲田委員	どのくらいかなと。
小川局長	造成費の約半分です。
会 長	他にご意見、ご質問はございませんか。  (意見、質問なし)
会 長	他にご意見、ご質問ございませんので議案第33号4番の議案に賛成の 方は挙手をお願い致します。  (全員挙手)
会 長	全員賛成と認め4番は許可妥当と致します。議案第33号5番の議案に ついて事務局から説明お願い致します。
小川局長	5番ですが、場所は哲多町大野、現況地目、畑2筆です。内容についま しては先程の4番と同じ内容と関連しますが、転用目的は送電線の鉄塔建 設の為の現場事務所、資材置場です。この土地につきましては、農用地区 域内農地以外であって、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれに も該当しない第2種農地と考えます。送電線鉄塔建設の為の、索道基地造 成の為の工事に伴い、一時的に索道として使用するものであり、所有する 土地で申請地に変えて利用できる適当な土地はなく、土地区分と転用目的 は問題ないと考えます。また被害防除計画も適正であり、周辺農地への影

	響はないと考えられ、この転用はやむを得ないものと考えます。こちらも賃貸借権の設定で、工事期間は30年8月1日から1年6月間です。資金計画につきましては記載の通りで全て自己資金です。こちらも賃貸借料につきましてはこの費用に入っております、工地造成費の約5分の3が賃貸借料となっております。
会 長	この件について関係地区委員の説明を求めます。
奥山委員	先程と同じく7月9日に川上委員、鈴江推進委員と借受人の会社の方と4人で現地を確認しました。場所は哲多町田淵の●●商店から北に500mほど行った所です。先程と同じく工事期間終了した際には必ず元に戻すという話でした。よろしくお願いします。
会 長	事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問ございませんか。  (意見、質問なし)
会 長	ご意見、ご質問ございませんので議案第33号5番の議案に賛成の方は挙手をお願い致します。  (全員挙手)
会 長	全員賛成と認め5番は許可妥当と致します。続きまして議案第33号6番の議案について事務局から説明をお願いします。
小川局長	6番ですが、場所は哲西町畑木、現況地目は畑です。転用目的は宅地、この土地につきましては、農用地区域内農地以外であって、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれにも該当しない第2種農地と考えます。現在3世代が同居しておりますが、家が手狭になったので、息子が隣の土地を父から譲り受けて住む家を新築するもので、所有する土地で申請地に変えて利用できる適当な土地はなく、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また被害防除計画も適正であり、周辺農地への影響はないと考えられ、この転用はやむを得ないものと考えます。契約の種類は贈与による所有権移転で、工事期間は許可後から6月間、建ぺい率は32.15パーセントです。資金計画は、土地造成費は記載の通りで、建築費も記載の通りです。全て借入金となっております。
会 長	この件について関係地区委員の説明を求めます。

谷川内委員	<p>7月10日に三上委員、奥津推進委員、譲渡人の4名で現地を確認してきました。確認したんですが、そういう新築をするような土地が中々手狭なので、農地ですけど仕方がないという判断をしました。近隣の防除計画ですけど、そんなに近隣も家が詰まってないので問題ないと思います。よろしくをお願いします。</p>
会 長	<p>事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見ご質問はございませんか。</p> <p>(意見、質問なし)</p>
会 長	<p>ご意見、ご質問ございませんので議案第33号6番の議案に賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
会 長	<p>全員賛成と認め6番は許可妥当と致します。尚、今回の6件とも県農業会議の諮問は任意となっておりますが、諮問不要としてよろしいでしょうか。</p> <p>(全員賛成)</p>
会 長	<p>諮問不要として許可と致します。続きまして、議案第34号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による許可申請の審議について事務局の説明をお願いします。</p>
西川主査	<p>今回、新規の貸し付けが5件出ております。 (議案第34号1番～5番を資料により朗読説明) 新規については以上です。</p>
会 長	<p>新規について事務局の説明終わりました。続いて関係地区委員の説明を求めます。順次1番からお願い致します。</p>
泉 委員	<p>7月11日に眞壁委員と現地を確認しました。借受人の状況ですが、この地域においては、田んぼ等の耕作を非常によその分もやっているということで、農機具等もトラクター2台とか田植機2台とか持っておられて、地域のリーダー的な方でございます。確認したところ問題ないと思います。よろしくをお願いします。</p>

小西委員	<p>確認日なのですが7月9日、2番、3番一緒にいかせていただいていたいいでしょうか。谷岡委員と7月9日に現地確認しました。2番ですが、菅生上熊谷線の西谷を阿福方面へ50mから60m位いった左側にあります。耕作されていました。3番ですが、その分かれの所から逆に、西谷林道といわれる方面に向かって100mから150m位行った所の、左側の山手側の方です。畑、田んぼに作付けされていました。よろしく願います。</p>
後藤委員	<p>7月10日に現地を確認しました。場所は新見勝山線沿いに●●グラウンドがあるんですが、グラウンドと新見勝山線にはさまれたカーブになっとるんですが、新見から行きようる手前の方です。その間の農地です。高齢化、年になっとるんで9年としてますが、おそらくずっと耕作されると思います。</p>
鈴江委員	<p>7月9日に奥山委員、川上委員と3名で現地確認を行っております。場所は●●●●センターから8kmほど哲西方面に行きますと、田淵に出ます。●●●●商店というその裏のあたりでございます。貸付人の方が年寄りの方で、耕作できないということで、借受人の方が今後は作られるということです。よろしく願います。</p>
会 長	<p>新規について地区委員の説明が終わりました。新規についてご意見、ご質問はございませんか。</p>
	<p>(意見、質問なし)</p>
会 長	<p>ご意見、ご質問ございませんので、議案第34号新規について賛成の方は挙手をお願い致します。</p>
	<p>(全員挙手)</p>
会 長	<p>全員賛成と認め新規は決定と致します。続いて再設定について事務局の説明をお願いします。</p>
西川主査	<p>再設定が2件出ておりますが、いずれも今まで耕作されてきたものの継続ですので問題ないと考えます。</p>
会 長	<p>再設定について事務局の説明が終わりました。関係地区委員より補足説明がございますか。</p>

	(ありません)
会 長	補足説明ありませんので、再設定についてご意見、ご質問ございませんか。
	(意見、質問なし)
会 長	ご意見、ご質問ございませんので議案第34号の再設定について賛成の方は挙手をお願い致します。
	(全員挙手)
会 長	全員賛成と認め再設定は決定と致します。ここで議案第31号の1番に戻りまして、事務局の説明をお願いします。
小川局長	農地法第3条1番ですが、場所は菅生、現況地目は畑、移動の理由は売買による所有権移転です。作物は野菜、作業従事者は2名です。価格は記載の通りです。3条2項各号の該当状況ですが、5号の下限面積ですが、当該地区の20aを超えている為該当しません。7号の地域調和ですが、譲渡人は、施設へ入所して耕作できず近隣の耕作者へ売買するものであり、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。第1号から第4号、第6号につきましても該当致しません。以上、この所有権移転については、申請書類は揃っており、機械、労働力なども問題なく面積要件も満たしているので農地法3条2項各号には該当致しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。
会 長	この件について関係地区委員の説明を求めます。
谷岡委員	場所は先程言いました。確認日は7月9日、●●センターから約50m程用郷の方に行きまして左へ阿福線に出る所でございますが、その分かれ道から約80、90m位行った所です。譲受人が以前から、だいぶ前から耕作しております。ここに来て初めてこの申請を出されたんだと思います。よろしく申し上げます
会 長	事務局、地区委員の説明終わりました。これについてご意見、ご質問ございませんか。

久保木委員	譲受人はかなり高齢のようなんですが、この方には後継者はおられるんですか。本人がされるんですか。
谷岡委員	弟さんが一人おりまして、弟さんが何歳くらいですかね、60になるかならんかくらいの方が一人おります。それとお婆さんが一人、3人暮らしで作っております。売る方のお婆ちゃんは施設に入っております、作ることができません。譲受人の方は今言いましたように3人暮らしです。よろしくお願いします。
会 長	他にご意見ご質問ございませんか。  (意見、質問なし)
会 長	ないようですので、議案第31号1番に賛成の方は挙手をお願いします。  (全員挙手)
会 長	全員賛成と認め、申請のとおり決定と致します。続きまして議案第35号現況証明にかかる現況認定について事務局の説明をお願いします。
小川局長	<p>議案第35号現況証明です。1番目ですが、場所は土橋、地目は畑です。理由ですが、平成5年頃から耕作しておらず、立木が生え、原野となっているということです。</p> <p>2番目は先程と同じ土橋、地目は畑2筆です。現況は原野です。平成3年頃から立木が生え、原野となっているということです。</p> <p>3番目は場所は上熊谷、地目は田、現況は雑種地、理由ですが、20数年前頃から耕作されておらず、雑木や雑草が茂っていました。資材置場や駐車場として利用していた別の自己所有地があったんですが、県道改良用地として買収にかかり、やむなく当該農地の所に資材置場、駐車場等として利用し、現在に至っているということです。</p> <p>4番目ですが、場所は西方、地目は田、現況は原野です。こちらも20年以上耕作しておらず、原野となっているということです。</p> <p>5番目ですが、場所は大佐小阪部、地目は田4筆です。現況は3筆が原野、1筆は山林ということで、3筆につきましては近隣住人に貸しておりましたが、長年耕作しておらず、現在、原野となっているということです。残りの1筆につきましては、平成5年頃植林を行い、山林となっているということです。</p>

会 長	この件について関係地区委員の説明を求めます。
藤本委員	現況調査を7月10日に清原委員、長岡推進委員3人でみております。場所は唐松から田津経由で土橋へ上がったところの直線を右へ、足見の方へ向かって入って100m程右手です。これは1番、2番ありますが、どちらも隣続きです。もう木とか竹の笹で境がどのへんかが分からんくらいになっとりました。3人で話した結果、これは原野として仕方ないんじゃないだろうかという結論に至りましたのでよろしくお願いします。
会 長	地区委員の説明が終わりました。1番、2番についてご意見、ご質問ございませんか。  (意見、質問なし)
会 長	ご意見、ご質問ございませんので、議案第35号1番、2番に賛成の方は挙手をお願いします。  (全員挙手)
会 長	全員賛成と認め申請の通り認定と致します。続いて3番の説明お願いします。
谷岡委員	場所は熊谷の信号があるところから菅生の方へ約70m上った所です。確認日は7月9日、20数年前から耕作しておりませんでした。10何年前に道路拡張のためかなり削られまして、そこに自分の土地に止めておりました、この人がチャンキーの腐葉土ですか肥ですか、よく分からないんですが、運搬のための大きなトラックを停めるところがないということで、やむなくその土地に停めるようにしておりました。少し上がったような所で田んぼが出来るような所ではございません。雑種地としてよろしくお願い致します。
会 長	地区委員の説明が終わりました。3番についてご意見、ご質問はございませんか。  (意見、質問なし)
会 長	ご意見、ご質問ございませんので、議案第35号3番に賛成の方は挙手をお願いします。

	(全員挙手)
会 長	全員賛成と認め申請のとおり認定といたします。続いて4番の説明をお願いします。
仲田委員	確認日は7月8日、大原委員、溝尾推進委員と現地を確認しました。場所は●●●●●、●●の三叉路の所、まっすぐの所に●●●●●があるんですが、●●●●●の裏側で先月の会議の時にその並びの土地を原野判定しております。実際現場に行ってみますと、この土地は割とよく草刈り等して管理しとったんで、木が立木等々ありませんでしたが、本人に溝尾推進委員から意向を聞いてもらおうと、農地として復旧する考えはないと、このままほっとくんだということで、いずれは原野になるだろうと、たちまち今は土地の利用については考えてないけども、隣が先月認定をしとるんで、A判定、B判定いやあ僕だとB判定するんですけども、草は1m以上に嵩はなっております。3人で協議して、原野の認定をしてもいいだろうという結果になりました。よろしくをお願いします。
会 長	地区委員の説明が終わりました。4番についてご意見、ご質問ございませんか。
	(意見、質問なし)
会 長	ご意見、ご質問ございませんので議案第35号4番に賛成の方は挙手をお願い致します。
	(全員挙手)
会 長	全員賛成と認め申請のとおり認定と致します。続いて5番の説明をお願いします。
久保木委員	確認日7月10日、山田委員、後藤推進委員、申請者をお願いしたんですが、高齢で現地に行けないということでよろしく頼むということでした。場所は県道大佐菅生線、大佐側から約3km程行った所に●●という集落があります。その集落を右に大佐山の方へ●●●●●●場へ上がる道路の4件目か5件目の家の前です。現地は草ボーボーで行けませんでした。遠くから見ました。それと、●●●●●番はそれからさらに、ゴルフ場の方へ300m上がったところで、面積が一反なんぼあるんですが、これも草ボーボーで雑木等もありました。それから●●●●●はこれももう山の中で、ここは現地に行けませんでした。近所の人に尋ねたら、数年前から

	<p>植林をしとるんで、山だろうということで現地には行けませんでした。よろしくをお願いします。</p>
会 長	<p>地区委員の説明が終わりました。5番についてご意見、ご質問ございませんか。</p> <p>(意見、質問なし)</p>
会 長	<p>ご意見、ご質問ございませんので、議案第35号5番の議案に賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
会 長	<p>全員賛成と認め申請のとおり認定と致します。ここで45分まで休憩と致します。</p> <p>～ 休憩 ～ (午前10:35～午前10:45)</p>
会 長	<p>それでは始めます。議案第33号で送電線の方で一時転用があったんですが、4番です。これが3,000平米を越えているので、これに限っては、農業会議に諮問をかけます。3000平米以上は諮問をせんといけんことになつとりますので、これに限っては県の農業会議に諮問をかけます。4,000平米ちょっとありますので。よろしくをお願いします。</p> <p>それでは続きまして、報告事項に入ります。農地法施行規則第29条の届について事務局の説明をお願いします。</p>
小川局長	<p>農地法施行規則第29条の届の1番目ですが、場所は大佐小阪部、目的は農道、1m×16.5mの面積は16.5平米です。台帳地目は田、現況も同じく田です。理由は、農業用機械の大型化の為、農道を拡幅することにより、作業効率の向上を図るということです。2番です。場所は神郷下神代、目的は籾の乾燥施設、8m×15mの120平米。台帳地目は田、現況も田です。理由ですが、個人で籾の乾燥施設を設置して、農業所得の向上を図るというものです。</p>
会 長	<p>この件について関係地区委員より確認報告をお願いします。</p>
久保木委員	<p>確認日は7月10日に行いました。場所は県道大佐日野線、●●●●●●から北へ約1.5キロ行きますと、●●●●という集落がありますが、その集落に入って3件目の住宅の前です。申請者の家の前です。1m程</p>

	農道を拡げて、次の田んぼに行く為の道路の拡張です。
仲田委員	確認日は7月8日大原委員と申請人3人で現地の確認をいたしました。場所は国道182号を行きまして、神郷の園の入り口、そこから橋を渡って100m程行きますと、かっくり曲がりになるんですが、その場所です。建物の面積が120平米で、地目の台帳面積が175平米で、広さがないんじゃないかと言われそうですが、実際、実測をしてみますと、420平米ありまして、最初の面積があんまり違うんで大丈夫かなと思い、一応事務局に確認したんですが、間違いなくこの土地であろうということで、実際は420平米ありますので柵置き場等々には全然問題ないと思います。それと、隣地承諾の承認については、隣地の承諾と、水路関係の方ももらっております。理由はこういうことで、別段問題ないと思いますのでよろしくお願い致します。
会 長	次に農地法施行規則第53条の規定による許可を要しない転用について事務局の説明をお願いします。
小川局長	1件あります。場所は哲多町老栄、台帳地目は田、現況は畑、転用目的は携帯電話無線基地局の設置。理由としまして、当該地域の携帯電話のサービス向上を図るというものです。契約の種類は賃貸借権の設定。工事期間は平成30年9月13日から10月18日と言うことです。
会 長	この件について関係地区委員より報告をお願いします。
奥山委員	7月9日川上委員、鈴江委員の3人で現地を確認しました。場所は萬歳の●●の●●●●の真向かいです。目印だと思いますが小さい釘が打っていました。
会 長	続いて法務局照会について事務局の説明をお願いします
小川局長	1番目ですが場所は新見、台帳地目は田、現況地目が宅地です。昭和58年頃から資材倉庫の建物が建っており、宅地として現在建っていると言うものです。2番目ですが、場所は大佐田治部、台帳地目は田、現況地目は宅地という2筆です。理由ですが、昭和43年頃から住宅が建っており、宅地として現在に至っているというものです。
会 長	この件について関係地区委員より報告をお願いします。

倉脇委員	6月14日に眞壁委員、溝尾推進委員と現地を確認しました。場所は●●の入り口辺りにあります。資材倉庫になっておりました。
山田委員	6月24日に後藤推進委員と久保木委員と現地を確認しました。場所は県道新見勝山線、旧●●●●●から手前約100m行った所の左側にあります。理由は記載の通りです。よろしくお願いします。
会 長	続きまして取止書について事務局の説明をお願いします。
西川主査	農地法施行規則第29条の取止書が1件出ています。新見市内、田、29条による農業用資材置場として届け出を出されましたが、資材置き場として使用する前に申請の方が亡くなられたため、29条を取り止めるものです。
会 長	この件について関係地区委員より報告をお願いします。
倉脇委員	今、事務局から説明があったとおりです。
会 長	続いて完了届について事務局から説明をお願いします。
西川主査	完了届は4件出ております。 1番、豊永佐伏地内、4条による農地改良 2番、豊永佐伏地内、4条による農地改良 3番、下熊谷地内、4条による進入路拡幅及び駐車場 4番、哲西町畑木地内、5条による宅地への転用
会 長	この件について関係地区委員より確認日と完了状況の報告をお願いします。
清原委員	1番、2番同じ所で一緒にみとりますので一緒に報告させていただきます。平成29年10月に日にちの変更がでておりました、気になって春に行ってみました。その時にはもうほとんど出来ておりました、今回7月10日に行ったら、大きい車が入っておりましたので、道も傷んでいたんですが、砂利を入れて道も綺麗にしておりました。
谷岡委員	確認日は7月9日、申請どおり綺麗に出来ておりました。
谷川内委員	確認日7月10日、立派な新築の家が出来ておりました。

会 長	続いて農地法第18条第6項の規定による通知について事務局の説明をお願いします。
西川主査	農地法第18条第6項の規定による通知が1件出ております。 農地法第3条による賃貸借権を解約するものです。関連がありますので次の利用権設定中途解約と合わせて説明をします。哲多町本郷、田1筆の内、部分的に3条許可の賃貸借と、利用権設定に分けてそれぞれの耕作者の方と、契約をしていましたが、今回別途の利用のため解約となっています。
会 長	この件について関係地区委員より報告をお願いします。
川上委員	7月9日に奥山委員、鈴江推進委員と現地に行ってきました。場所は●●●●のすぐ隣ですが、先程事務局が言われましたように、本人よりも、申請者から説明を受けましたので報告致します。よろしくをお願いします。
会 長	利用権設定中途解約の合意書については、推進委員9番。
鈴江委員	今の川上さんが言われたのと関連がありまして、現地確認を7月9日に奥山委員、川上委員、申請者立ち会いのもと現地の確認をしております。場所は●●●●●のプールのすぐ近くです。4年間ほど早く切り上げたということです。よろしくをお願いします。
会 長	続いて、農地法第3条の規定による許可取消願いについて事務局の説明をお願いします。
西川主査	3条の規定による許可取消ですが、少しややこしいのでホワイトボードを使います。元々2つの農地を、それぞれの耕作者の方で交換するという話を昔していたようなんですが、片方だけは平成10年に登記がついてたんですが、動かす分については登記が出来てなかったもので、今年の4月に3条で許可を出したばかりなんですが、実はこの土地とこの土地ではなく、この土地とこの土地の交換だったという、申請人の方が勘違いされてて、交換でこの土地についてはもう平成10年に登記が出来ていたということで、この平成30年4月の許可自体が意味がないものだったということで今回取り消しの届け出を出していただきました。
会 長	地区委員の説明をお願いします。
川上委員	先程事務局から言われましたように、4月の委員会の事前に奥山委員、

	<p>鈴江推進委員と現地の確認をしました。その後に承認されたんですが、図で描かれましたように、枝番が1番違うということが後で発覚しました。それをこの際取消をする作業に入るといふことでよろしいでしょうか。</p>
会 長	<p>報告事項終わりました、3、協議事項に入ります。事務局から何かありましたらお願いします。</p>
事務局	<p>ありません</p>
会 長	<p>ないようですので続いてその他ですが、事務局からお願いします。</p>
小川局長	<p>1件、先月6月総会におきまして、議案第30号1番、現況証明についてご指摘がありました、菅生の公衆用道路についてですが、確認しましたところ、現況は市道阿福西谷線ということで、この道路敷で利用されており、申請者に確認しましたところ、公衆用道路に地目を変更して、その後市へ正式に寄付するということでしたので報告致します。</p>
西川主査	<p>農業委員会活動記録セットについて。 農地パトロール、歓迎会延期について。 この総会終了後、会議室1Bにおいて、調整会議を行う予定です。 調整会議終了後、最適化推進部会の会議を行います。</p>
小川局長	<p>今回の大雨豪雨による被害状況について、簡単に報告させていただきます。農林関係ですが、全体でいいますと、件数で林業関係、林地、林道陥没とか農道関係で27件あります。耕地関係で田、畑法面崩壊、農道法面崩壊、農業施設崩壊、321件、合計で348件の被害が出ております。今、15から18班体制で被害連絡が入っている場所の確認をしております。被災状況を確認して対象になるものは国の災害復旧事業、市の補助事業で復旧することとしております。随時報告は来ていますので、この数字は今後増えていくものと思われまふ。</p>
藤井次長	<p>次回総会ですが、8月10日(金)午前9時30分からこちらの会場ということで前にもお知らせしてありますがよろしいでしょうか。</p> <p>(はい)</p>
藤井次長	<p>よろしくお願ひします。9月についてですが、9月13日(木)9時30分と予定しております。ただ議会の認定によって変更の可能性がありま</p>

	<p>すが、お願いします。10月についてですが、10月11日（木）9時30分で行いたいと思っております。よろしくお願いします。</p>
西川主査	<p>10月ですが、毎年、賀陽の方へ農業委員研修に行っているんですが、いつもは総会の後の午後に行っております。今年は10月26日（金）にありますので、総会と別に皆さんに来ていただくことになるんですが、よろしくお願いします。</p>
会 長	<p>他に皆さんからご意見、ご質問ございませんか。</p>
会 長	<p>今回の予定していた行事を全部8月にしますので、午後農地パトロールと、夕方から歓迎会をします。他に皆さんからご意見、ご質問ないようでしたらここで谷岡代理が閉会の挨拶を申し上げます。</p>
谷岡代理	<p>閉会挨拶</p>

(閉会時刻 午前 11 時 15 分)

平成30年 7 月 1 3 日作成

署名委員

議 長 \_\_\_\_\_

委 員 \_\_\_\_\_

委 員 \_\_\_\_\_